

仕 様 書

1 件 名

仮想化基盤用ソフトウェア使用契約

2 使用期間

令和 7 年 12 月 1 日から令和 10 年 11 月 30 日まで

3 納入期限

令和 7 年 11 月 30 日まで

4 納入（使用）場所

市川市南八幡 4 丁目 2 番 5 号 市川市情報管理部情報システム課

5 担当部課

予算執行課 : 市川市 情報管理部 情報システム課

業務担当課 : 市川市 情報管理部 情報システム課

6 使用目的

本件は、市川市（以下「利用者」という。）における各種情報システムに対してサーバ環境を提供することを目的に、情報システムの基盤の一部として導入している仮想化基盤用ソフトウェアを使用するものである。

7 使用物件

利用者が調達した仮想化基盤（以下「本システム」という。）のパッケージソフトウェア本体等、本システムの動作に必要なソフトウェア一式。

なお、各ソフトウェアおよびその機能要件については、以下のとおりとする。

（１）VMware Cloud Foundation

CPU コア数：576 コア

内訳：既設仮想マシン (VxRail) 用 384 コア、新規仮想マシン用 192 コア

※必要に応じてオプションを購入すること。

（２）VMware vSphere

・物理サーバを再起動させずに、ハイパーバイザーのみを再起動させることが可能であること。

- Trusted Platform Module 2.0 と仮想 TPM をサポートすること。
- 暗号化された仮想マシンの状態で、仮想マシンを停止することなく、異なる仮想基盤管理ツール配下の仮想基盤に仮想マシンを移動できること。
- ハイパーバイザー上の Windows 仮想マシンにて Microsoft の仮想化ベースのセキュリティ (VBS) をサポートすること。
- 仮想マシンを停止することなく、異なるハイパーバイザー配下に仮想マシンを移動できること。
- 仮想マシンに割り当てる仮想メモリおよび仮想ディスクとして永続メモリが利用可能であること。
- 仮想基盤管理ツールはブラウザからのアクセスを標準とし、全ての機能を HTML5 にてサポートすること。
- クラスタ内のハイパーバイザーに対して、ファームウェアやドライバの更新、パッチ適用を一元的に管理できること。
- 推奨バージョンのドライバやファームウェアを使用しているか等、ハードウェアの互換性を自動的にチェックできること。
- リモートの鍵管理システムと連携し、ハードウェアベースのリモート認証が可能であること。
- ゲスト OS やアプリケーションの問題またはエラーが原因でゲスト OS が応答を停止し、リカバリできない場合に、一定時間待機してから仮想サーバを再起動させる機能を持っていること。
- ゲスト OS と ESXi ホスト間において、Precision Time Protocol (PTP) を利用した精緻な時刻同期が可能であること。
- 仮想化基盤を構成するハイパーバイザーは、管理 OS が不要なモノリシック型ハイパーバイザーとすること。
- デバイスドライバ等の仮想マシン実行環境については、全てハイパーバイザー層で実行されること。
- 512e ドライブをサポートしていること。
- 仮想マシンの OS について、Windows 系 OS と Linux 系 OS とで、実現可能な設定や設定に必要な要件(専用ドライバのインストール有無等)に差異が無いこと。
- 物理ホストが持つメモリリソース以上に、仮想マシンのメモリリソースを設定できること。
- 仮想マシン単位でディスクの暗号化ができること。
- 150 ミリ秒のラウンドトリップタイム (RTT) のような遠隔の仮想環境(仮想管理サーバが異なる仮想基盤)に、仮想マシンを停止することなく移行が可能であること。
- ハイパーバイザーの設定情報の一元管理が可能で、かつハイパーバイザーに設定した構成の内容を他のハイパーバイザーに反映することが可能であること。

- ・ハイパーバイザーの PXE ネットワークブートと事前設定したプロファイルにより、ハイパーバイザーのインストールと構成を自動化できること。
- ・仮想環境における仮想マシンネットワークのプロビジョニングおよびその管理と制御を、複数ホストに対して実施できる分散スイッチ機能を有すること。
- ・仮想基盤全体の仮想スイッチを単一の仮想スイッチで構成することで、仮想マシンネットワークを GUI から複数ホストに対して一元的に設定および管理が可能であること。
- ・ネットワークについて、入力と出力のトラフィックシェーピングができること。
- ・仮想スイッチのポートグループ、あるいは仮想 NIC 単位で送受信それぞれの上限值および予約値の設定が可能であること。

(3) SDDC manager

- ・VMware vSphere、vSAN、NSX、vCenter Server、vRealize Lifecycle Manager について、展開を自動化できること。
- ・VMware の製品について製品ごとに互換性を満たしたインストール/アップグレードファイルを利用して一括した展開が可能であること。
- ・複数クラスタのパッチ適用やアップグレードを並行して実施することが可能であること。

8 納品物件

納品物件は、以下のとおりとする。各納品物件のタイトルは、下記表の納品物件であることが分かるように標記し、納品すること。

納品物件一覧表

No	納品物件	期限
1	体制表（契約期間中のサポート体制）	契約日から7日以内
2	情報セキュリティ対策チェックリスト	
3	使用物件に関する取扱説明書（写しでも可）	納入期限まで
4	ソフトウェアの使用許諾証書 （使用期間を明示したもの。）	
5	納入作業実績報告書	
6	納入物件一覧	

9 使用期間の満了について

提供者は、利用者が引き続き使用を希望する場合に遅延なく継続使用できるよう、事前案内をするとともに利用者と協議すること。

10 秘密の保持

(1) 提供者は、この作業によって知りえた秘密を他に漏らしてはならない。契約終了後も

同様とする。

- (2) 提供者は、作業を実施するための個人情報の取り扱いについては、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

1.1 情報セキュリティの確保

提供者は、作業を実施するにあたり、情報セキュリティの取扱いについては、別記2「情報セキュリティ取扱特記事項」を遵守しなければならない。また、情報セキュリティ取扱特記事項の遵守状況を確認する為、「情報セキュリティ対策チェックリスト」を提出すること。

1.2 契約不適合責任

提供者は、本システムの性能、機能等に不具合がある場合は、特別の定めのない限り、使用期間中、修正、又はこれに代えて若しくは同時に損害賠償の責を負うものとする。

1.3 公租公課

物件に係る公租公課は、提供者の負担とする。

1.4 権利義務の譲渡の禁止

提供者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供することはできない。

1.5 その他

- (1) 提供者は、暴力団等排除に係る契約解除に関する特約条項を遵守すること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて、利用者と提供者とが協議して定めるものとする。
- (3) 契約の履行上の疑義については、利用者と提供者とが協力して解決すること。

暴力団等排除に係る契約解除に関する特約条項
(製造の請負、業務委託、賃貸借その他契約用)

(総則)

第1条 この特約は、この特約が付される契約（市川市財務規則（昭和60年規則第4号）第116条の規定により、契約書の作成を省略する契約を含む。以下「契約」という。）と一体をなす。

(暴力団等排除に係る解除)

第2条 市川市（以下「市」という。）は、契約の相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人以外の団体である場合には、代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）であると認められるとき、又は暴力団若しくは暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等（暴力団及び暴力団員等並びに暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有する者をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。
 - (3) 役員等が、暴力団等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (4) 役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (5) 役員等が、暴力団、暴力団員等又は前4号のいずれかに該当する法人等（法人その他の団体又は個人をいい、市川市入札参加業者適格者名簿に登載されているか否かを問わない。）であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前5号のいずれに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (7) 契約の相手方が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、市が契約の相手方に対して当該契約の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
- 2 契約の相手方が、協同組合又は共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用するものとする。
- 3 契約の相手方は、前2項の規定により契約が解除された場合は、違約金として、契約金額又は賃借料（当該契約が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する条例で定める契約（以下この項において「長期継続契約」という。）である場合にあっては、契約期間中の各会計年度の支払予定額のうち最も高い額（以下この項において「最高支払予定額」という。）の100分の10に相当する額を市が指定する期限までに支払わなければならない。ただし、次の各号に掲げる契約の解除に係る当該違約金の額は、当該各号に定める額とする。
- (1) 単位数量当たりの契約金額又は賃借料を定めた単価契約 契約単価に契約期間内の予定数量を乗じて計算した額（当該契約が長期継続契約である場合にあっては、最高支払予定額）の100分の10に相当する額

(2) 月額による契約 月額に契約期間の月数(1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。)を乗じて計算した額(当該契約が長期継続契約である場合にあっては、月額に12を乗じて計算した額)の100分の10に相当する額

- 4 契約を解除した場合において、契約保証金が納付されているときは、市は、当該保証金を前項の違約金に充当することができる。
- 5 第1項の規定により契約が解除された場合に伴う措置については、契約の規定による。

(関係機関への照会等)

- 第3条 市は、契約からの暴力団等の排除を目的として、必要と認める場合には、契約の相手方に対して、役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求めることができ、その情報を管轄の警察署に提供することで、契約の相手方が前条第1項各号に該当するか否かについて、照会できるものとする。
- 2 契約の相手方は、前項の規定により、市が警察署へ照会を行うことについて、承諾するものとする。

(契約の履行の妨害又は不当要求の際の措置)

- 第4条 契約の相手方は、自らが、又はこの契約の下請負若しくは受託をさせた者(この条において「下請事業者等」という。)が、暴力団等から契約の適正な履行の妨害又は不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに市に報告するとともに、管轄の警察署に届け出なければならない。
- 2 契約の相手方及び下請事業者等は、前項の場合において、市及び管轄の警察署と協力して、契約の履行の妨害又は不当要求の排除対策を講じなければならない。

(遵守義務違反)

- 第5条 市は、契約の相手方が前条に違反した場合は、市川市建設工事等請負業者等競争参加資格停止基準の定めるところにより、競争参加資格停止の措置を行う。下請事業者等が報告を怠った場合も同様とする。

別記 1

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 提供者は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(個人情報の機密保持義務)

第2条 提供者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約終了後も、同様とする。

(受託目的以外の個人情報の利用の禁止)

第3条 提供者は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、事務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への個人情報の提供の禁止)

第4条 提供者は、この契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を、利用者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(再委託の禁止又は制限)

第5条 提供者は、この契約による事務を自ら処理するものとし、やむを得ず第三者に再委託するときは、必ず利用者の承諾を得るものとする。

(適正管理)

第6条 提供者は、この契約による事務を処理するため利用者から提供を受けた個人情報の滅失及び損傷の防止に努めるものとする。提供者自らが当該事務を処理するために収集した個人情報についても、同様とする。

(個人情報の複写又は複製の禁止)

第7条 提供者は、この契約による事務を処理するため利用者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、利用者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(個人情報の無断持ち出しの禁止)

第8条 提供者は、利用者から提供を受けた個人情報が記録された資料等について、利用者の承諾なしに、いかなる手段を用いても次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) この契約により指定された作業場所以外の場所に持ち出し、又は送付すること。

(2) 電子メール、ファックスその他の電気通信（電気通信事業法第2条第1号に規定する電気通信をいう。）を利用して、この契約により指定された作業場所以外の場所に送信すること。

（事故発生時の報告義務）

第9条 提供者は、この契約の事務を処理するに当たり、個人情報記録された資料等の漏えい、滅失、その他の事故が発生したとき、又は発生する恐れがあることを知ったときは、速やかに利用者に報告し、利用者の指示に従うものとする。

（個人情報の返還又は抹消義務）

第10条 提供者がこの契約の事務を処理するために、利用者から提供を受け、又は提供者自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、契約期間の満了後直ちに利用者に返還し、又は引き渡し、若しくは利用者の指示に従い抹消するものとする。ただし、利用者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

（提供者の事業所への立入検査に応じる義務）

第11条 利用者は、必要があると認めるときは、この契約の事務に係る提供者の事務所に、随時に立ち入り、調査をおこない、又は提供者に参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2 提供者は、前項の立入調査を拒み、妨げ、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

（損害賠償義務）

第12条 提供者が故意又は過失により個人情報を漏えい等したときは、提供者はそれにより生じた損害を賠償しなければならない。

情報セキュリティ取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 提供者は、この契約に基づく業務（以下「本件業務」という。）を履行するに当たっては、適正に情報セキュリティの管理を行う体制を整備し、情報セキュリティに関する適切な管理策を講じなければならない。

(定義)

第2条 この特記事項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 本件業務に関する情報 利用者が本件業務を履行させるために提供者へ提供した情報（個人情報を含む）又は提供者が本件業務を履行するために収集し、若しくは作成した情報であり、形状は問わず、複写複製も含むものをいう。
- (2) 情報セキュリティ 本件業務に関する情報を含む情報の機密性、完全性及び可用性を確保し、維持することにより、適切な利用環境を維持しながら、犯罪や災害等の各種脅威から情報を守ることをいう。
- (3) 機密性 情報へのアクセスが許可されない者は、情報にアクセスできないようにすることをいう。
- (4) 完全性 正確な情報及び正確な処理方法を確保することをいう。
- (5) 可用性 情報へのアクセスが許可されている者が必要なときに確実に利用できるようにすることをいう。
- (6) 情報システム 情報を適切に保存・管理・流通するための仕組みをいい、コンピュータとネットワーク及びそれを制御するソフトウェア、その運用体制までを含んだものをいう。
- (7) マルウェア 情報システムに対して攻撃をするソフトウェアをいう。
- (8) 情報セキュリティインシデント 情報セキュリティに関する事故・問題をいう。

(目的外利用の禁止)

第3条 提供者は、本件業務の履行に当たり、本件業務に関する情報を収集、作成又は利用するときは、本件業務の履行目的の範囲内で行うものとする。

2 提供者は、本件業務の履行に当たり利用者に対し、当該情報にアクセスする者及びアクセス方法について明示し、利用者の承認を得なければならない。

(第三者への提供の禁止)

第4条 提供者は、本件業務に関する情報を、利用者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(再委託の禁止又は制限)

第5条 提供者は、本件業務を自ら履行するものとし、やむを得ず本件業務の一部を第三者に再委託するときは、再委託する業務範囲を明示したうえで、必ず利用者の承諾を得るものとする。

2 提供者は、前項の規定により利用者の承諾を得て第三者に再委託する場合にあっては、再委託

先に対し情報セキュリティに関して監督する責任を有することとし、再委託先の情報セキュリティの管理体制について利用者に報告しなければならない。

- 3 提供者は、利用者が前項の規定による報告によって再委託先の情報セキュリティの管理体制が不十分であることを理由として、再委託先の変更又は中止を求めた場合にあっては、再委託先の変更又は中止をしなければならない。

(適正管理)

第6条 提供者は、本件業務に関する情報の滅失及び損傷の防止に努めるものとする。

(複写又は複製の禁止)

第7条 提供者は、本件業務に関する情報を、利用者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(無断持ち出しの禁止)

第8条 提供者は、本件業務に関する情報について、利用者の承諾なしに、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) この契約により指定された作業場所以外の場所に持ち出し、又は送付すること。
- (2) 電子メール、ファックスその他の電気通信（電気通信事業法第2条第1号に規定する電気通信をいう。）を利用して、この契約により指定された作業場所以外の場所に送信すること。

(情報セキュリティの維持、改善等)

第9条 提供者は、本件業務に関する情報及び情報システムの取扱いについて、機密性、完全性及び可用性を確保し、維持するために、次に掲げる管理策を講じなければならない。

- (1) マルウェアに対するリスクを最小限にするために、情報システムに対しセキュリティソフトの導入を許容するとともに、その定義ファイルについても常に最新の状態に維持されることを阻害してはならない。
- (2) 常に脆弱性等の情報を収集し、修正プログラムが公開された場合には、情報システムに対し対応策を講じなければならない。この場合において、提供者が開発し、又は開発させ利用者に納入している情報システムの改修が必要となるときは、利用者に対応策を協議するものとする。
- (3) 本件業務に関する情報を含む情報の流出、改ざん、消失及び不正利用を防止するために必要な措置を講じなければならない。
- (4) その他、情報セキュリティの維持のために必要と認められる場合、利用者と協議の上、対応策を講じなければならない。

2 提供者は、前項の規定により講じている管理策の内容を定期的に報告しなければならない。

3 提供者は、この特記事項に基づく報告、情報セキュリティの管理体制、実施事項に関する書類を整備しておかなければならない。

(情報セキュリティインシデントへの対応等)

第10条 本件業務に関し情報セキュリティインシデントが発生したときは、提供者は、直ちに、利用者に報告するとともに、利用者の指示に従い、その対応策を講じなければならない。

2 提供者は、前項の規定により対応策を講じたときは、その内容を利用者に報告しなければならない。

3 利用者は、本件業務に関する情報セキュリティインシデントが発生した場合であって、必要があると認めるときは、当該情報セキュリティインシデントの公表を行うことができる。

(情報セキュリティの管理体制)

第11条 提供者は、第1条に規定する情報セキュリティの管理体制の内容について利用者と協議しなければならない。

2 前項の情報セキュリティの管理体制には、情報セキュリティ担当責任者及び担当者の職及び役割を明確にしておかなければならない。

3 提供者は、本件業務を担当する者に対して、情報セキュリティに関する教育及び情報セキュリティインシデントに対する訓練を実施するものとする。

(不要な情報の返却又は廃棄)

第12条 提供者は、本件業務に関する情報のうち、不要となったものについては、直ちに、返却又は復元できないような形で廃棄しなければならない。

2 提供者は、前項の規定により本件業務に関する不要な情報を廃棄したときは、書面をもって利用者に報告するものとする。

(報告の徴収及び立入検査等)

第13条 利用者は、情報セキュリティの維持・改善を図るため、提供者に対し、必要に応じて本件業務に係る情報セキュリティ対策について報告を求めることができる。

2 利用者は、情報セキュリティの維持・改善を図るために必要な範囲において、指定した職員に、本件業務と係わりのある場所に立ち入り、提供者が講じた情報セキュリティ対策の実施状況について検査させ、若しくは関係者に質問させ、又はその情報セキュリティ対策が情報セキュリティの維持・改善を図るために有効なものであるか等について調査をさせることができる。

3 提供者は、利用者から前項の規定による立入検査の申し入れがあった場合は、これに応じなければならない。

(損害賠償義務)

第14条 提供者は、提供者又は再委託先が本取扱特記事項に定める規程を遵守せず、情報を漏えい、滅失、毀損、不正使用その他の違反によって利用者又は第三者に生じた一切の損害について、賠償の責めを負う。